

## 平成26年度

### 第1回小金井市緑地保全対策審議会会議録

1. 開催日 平成26年8月22日（金）
2. 時間 午後2時30分から4時30分まで
3. 場所 小金井市役所第二庁舎801会議室
4. 案件 平成26年度 保全緑地の指定（案）について

5. 出席者 (1) 審議会委員（9名）

会長 犀川政稔  
副会長 宮下清栄  
委員 青山一彦  
高橋正彦  
串田光弘  
渡辺 栄  
柏原君枝  
津々良明石  
矢向 潤

(2) 説明員

環境部長 中谷行男  
環境政策課長 大関勝広

(3) 事務局員

緑と公園係 森 純也  
// 高橋 俊彦  
// 根岸 雄一  
// 目黒 敏夫

## 平成26年度 第1回小金井市緑地保全対策審議会

環境政策課長 皆様、こんにちは。これより、第26年度第1回小金井市緑地保全対策審議会を開催させていただきたいと思っております。

本日はお忙しい中、本審議会にご出席をいただきましてありがとうございます。ありがとうございます。

私は環境政策課長の大関と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

前審議会の委員の任期が平成26年2月27日で終了しておりますことから、本審議会は、新たな任期の委員さんでの、初めての会議となります。本日も集まりの委員の方は、公募による新委員として4名、緑化団体に属する委員として2名、学識経験者委員として4名、合計10名の委員で構成をされております。なお、本日は、中島委員からご欠席のご連絡をいただいておりますので、ご報告をさせていただきます。

これから皆様に委嘱状を交付させていただきますが、本来であれば市長から交付させていただくところではございますが、本日、市長の公務が重なっているため、環境部長のほうから交付させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

環境部長 委任状の交付に先立ちまして、一言ご挨拶申し上げます。皆様、お暑い中、この審議会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私は環境部長をしてございます中谷と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

小金井市では、「小金井市しあわせプラン第4次基本構想（前期）」に掲げる小金井市の将来像としまして、「みどりが萌える・子どもが育つ・きずなを結ぶ小金井市」と謳われておりますように、緑化の推進は、本市の最重要施策として位置付けられているところでございます。緑地保全対策審議会は、緑地保全の指定又は解除に関する事及び緑地の保全等に関する重要な事項を審議する、本市にとりまして大変重要な審議会というふうに認識をしておりますので、なにとぞ、委員の皆様のご協力をお願いしたいと思います。

先の広島での土砂災害ということで、非常に緑、それから環境に携わる、それから関心のある人々にとっては、非常に痛ましい事件かなというふうに思っております。今回は緑地の保全とか解除とかということで、若干そこに関わるようなところはあるかもしれませんが、この間の環境問題、大変、我々の身近なところでいろいろな課題を投げかけているのではないかな、なんていうふうに思っている

ころでございますが、本市においては、本当に緑、水というのは、市のセールスポイントでございまして、こちらの施策のほうも、ぜひ先生方のご意見をいただきながら、施策のほうに反映できればな、というふうに考えているところでございます。

それでは、本日は保全緑地の指定案についてご審議をいただき、皆様の忌憚ないご意見ということでお願いしたい、というふうに存じておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、委嘱状の交付をさせていただきます。

(委嘱状交付)

環境部長

青山一彦様。小金井市緑地保全対策審議会委員を委嘱する。委嘱期間、平成 26 年 8 月 22 日から平成 28 年 8 月 21 日まで。平成 26 年 8 月 22 日。小金井市長稲葉孝彦。代読。どうぞよろしくお願いいたします。

犀川政稔様。小金井市緑地保全対策審議会委員を委嘱する。委嘱期間、平成 26 年 8 月 22 日から平成 28 年 8 月 21 日まで。平成 26 年 8 月 22 日。小金井市長稲葉孝彦。代読。どうぞよろしくお願いいたします。

高橋正彦様。小金井市緑地保全対策審議会委員を委嘱する。委嘱期間、平成 26 年 8 月 22 日から平成 28 年 8 月 21 日まで。平成 26 年 8 月 22 日。小金井市長稲葉孝彦。代読。よろしく願いいたします。

宮下清栄様。小金井市緑地保全対策審議会委員を委嘱する。委嘱期間、平成 26 年 8 月 22 日から平成 28 年 8 月 21 日まで。平成 26 年 8 月 22 日。小金井市長稲葉孝彦。代読。どうぞよろしくお願いいたします。

串田光弘様。小金井市緑地保全対策審議会委員を委嘱する。委嘱期間、平成 26 年 8 月 22 日から平成 28 年 8 月 21 日まで。平成 26 年 8 月 22 日。小金井市長稲葉孝彦。代読。どうぞよろしくお願いいたします。

渡辺栄様。小金井市緑地保全対策審議会委員を委嘱する。委嘱期間、平成 26 年 8 月 22 日から平成 28 年 8 月 21 日まで。平成 26 年 8 月 22 日。小金井市長稲葉孝彦。代読。どうぞよろしくお願いいたします。

柏原君枝様。小金井市緑地保全対策審議会委員を委嘱する。委嘱期間、平成 26 年 8 月 22 日から平成 28 年 8 月 21 日まで。平成 26 年 8 月 22 日。小金井市長稲葉孝彦。代読。どうぞよろしくお願いいたします。

津々良明石様。小金井市緑地保全対策審議会委員を委嘱する。委嘱期間、平成 26 年 8 月 22 日から平成 28 年 8 月 21 日まで。平成 26 年 8 月 22 日。小金井市長稲葉孝彦。代読。どうぞよろしくお願いいたします。

矢向潤様。小金井市緑地保全対策審議会委員を委嘱する。委嘱期間、平成 26 年 8 月 22 日から平成 28 年 8 月 21 日まで。平成 26 年 8 月 22 日。小金井市長稲葉孝彦。代読。どうぞよろしくお願いいたします。

- 環境政策課長 以上で委嘱を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。  
ありがとうございます。  
続きまして、事務局の紹介をさせていただきたいと思います。まず向こうから、環境政策課緑と公園係、係長の森でございます。
- 緑と公園係長 よろしくお願ひします。
- 環境政策課長 同じく、緑と公園係の根岸でございます。
- 緑と公園係 根岸です。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 環境政策課長 同じく、高橋でございます。
- 緑と公園係 高橋と申します。よろしくお願ひいたします。
- 環境政策課長 同じく、目黒でございます。
- 緑と公園係 目黒です。よろしくお願ひいたします。
- 環境政策課長 なお、今後このメンバーで出席させていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。  
続きまして、委員の皆様の自己紹介をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。青山委員から。
- 青山委員 皆さん、初めまして。私、東京都環境局の多摩の環境事務所の自然環境課長をやっております青山と申します。  
東京都では小金井市さんと合わせて、緑、あと自然環境の保全ということで、これまでもずっと取り組んできておりまして、特に私のおります多摩環境事務所におきましては、多摩全域の自然環境の保全ということで取組をさせていただいておりますので、引き続き小金井市さん含め、地元の市町村の皆様とともに自然環境の保全に努めていきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。
- 犀川委員 犀川といいます。私は菌類が専門なんですけども、東京学芸大学に5年前までいまして、その後5年間、特任教授とか、あるいは特命教授とか、名前が変わったんですけども、いまして、前任者から、植物に詳しいからという理由だろうと思ひますけども、この仲間に加わることになりました。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 高橋委員 どうもこんにちは。私は梶野町に住んでました。在住の高橋と申します。一応、学識経験者ということで出たんですけど、農業委員会のほうから選出ということで混ざってます。今現在、私は植木の生産をやってました。小金井市のほうの植木の組合長もやっております。一応、学識経験者のほうには移ってるんですけど、皆さんとそんなに変わらないと思ひるので、長く、ひとつ、そんなことで、よろしくお願ひいたします。
- 宮下委員 法政大学の宮下と申します。初日から遅れてきて申し訳ございません。必死に走ってきたんですけど、申し訳ございません。  
まちづくり関係を少しやっていますが、やっぱりこれから、緑と水とか自然でま

ちを再生したい、というのが一つのテーマとしてますので、今後ともよろしくお願ひします。

串田委員　　私、緑町に住んでおります串田と申します。昭和 33 年に小金井に来まして、それからずっと緑町に住んでおります。緑化団体というふうに書いてありますけど、10 年前に環境基本条例で、環境市民会議というのが設置されました。それで、そのメンバーに当初からおまして、今年で 10 年になります。たいしたことをそこでやってるわけではないんですけども、一応そういう関係で、長い間、在籍していたということで、お呼びがかかったのではないかと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

渡辺委員　　渡辺栄と申します。実は、私もここに載ってます緑化団体ということになっておりますけども、私どもは今から 12 年前に、緑町の緑公民館で講座がありまして、庭木剪定講座というのがありまして、その OB が、今からちょうど 12 年前になりますけども、もう少し自分たちで技術をやりたいということで、全く自主サークルとして、ボランティア団体として立ち上げて、ちょうど満 12 年になります。今現在、会員も 46 名おり、市の環境政策の方々とは、いつも公園、緑地の剪定場所のいろいろお世話になって、現在やっております。そういう意味で、できるだけ緑についても、少しでも貢献できればと思ひまして、委員にさせていただきました。よろしくお願ひいたします。

柏原委員　　中町 4 丁目に住んでおります柏原と申します。私も公募委員なんですけれども、串田さんが先ほどおっしゃられたように、10 年前に環境市民会議が発足しまして、そこで緑ということで、緑のことをずっと関わってるんですけども、そのほかに、野川自然再生ということで、野川の、そこも約 10 年。環境市民会議より少し後なんですけれども、ほぼ 10 年になるんですが、その再生委員であると同時に、野川自然の会とか、緑と関わって、ずっと。小金井が何しろ大好きなものですから、関わっております。どうぞよろしくお願ひいたします。

津々良委員　　津々良明石と申します。私は貫井北町 3 丁目の玉川上水に近い、公務員住宅の上のところに住んでおりまして、昨年の暮れまで 12 年間、民生委員をやっております。そして子どもたちや老人の公園の管理をずいぶん見て回って、環境政策課の方には、いろいろ、公園のことについては、いろいろ木を低くしてほしいとか、よく見えるようにしてほしいとか、そういうことも、安全をとれるためにずいぶんお世話になりました。

それから、私の周りのところが最近、本当に代替わりというか、そのためにものすごく変貌がありまして、あるお家が、処分したら 60 軒ほど戸建ての家ができたとか、緑があつという間に、まちの様子が、まちというか、変わっちゃいました。本当にびっくりしました。一中の辺りから上水にかけてのところですね。それはいろいろご事情、その方がどうということよりも、まちの施策で、こういう

ふうに減るのかなと思って。私は長野出身なんで、周り中、囲まれて、山登りもしておりましたので、樹木ということについては、とても興味というか。さっき災害の話も出ましたけれども、いろんな面で、保全というのは、長きにわたって考えていかなきゃいけないなと思っております。

矢向委員

本町 2 丁目に住んでます矢向といいます。よろしくお願いいたします。私は 3 歳のころに、川崎から両親が小金井に引っ越してきまして、昭和 30 年代の半ばぐらいですかね。それ以来、就職するまでここに住んでまして、就職は少し小金井を離れてますけども、基本的に、20 年前に両親と二世帯住宅を本町 2 丁目につくりまして、ほぼ半世紀以上、小金井市と関わりを持っております。

私が小学校のころというのは、小金井市の雑木林で、カブトムシとかクワガタが捕れたり、原っぱもずいぶんあって、バッタなんかもずいぶんいたというような状況になっておりました。この審議会の中でも、そういった昔の小金井市という、あるいは雑木林のイメージというものを思い出しながら、参加していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

環境政策課長

ありがとうございました。続きまして、審議会に先立ちまして、本審議会が初めての委員となる方が多くいらっしゃいますことから、本審議会の役割等につきまして、簡単にご説明させていただきたいと思っております。失礼して、ちょっと座って説明させていただきます。

小金井市緑地保全及び緑地推進条例及び同条例施行規則に基づきまして、緑地保全対策審議会の役割としては、保全緑地の指定又は解除に関することの調査・審議や、緑地の保全等に関する重要な事項の調査・審議などを、市長の諮問機関として諮問事項を審議し、またこれらについての建議等を行うことができることとされ、緑の基本計画など、計画の策定に関することについても、審議会のご意見をいただくこととなります。また、本市の基本構想の中で、「水と緑のまちづくりを進める」と謳っている一方、相続等で緑が減少している現実がある中で、本市の緑をどのようなかたちで保全していくかを、審議会の中でご議論いただきたいと思いますので、ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

開催予定としては、平成 26 年度は 2 回、開催を予定しております。第 1 回目は本日、この後、保全緑地の指定又は解除に関することについてご審議をいただいて、2 回目としましては、来年の 1 月か 2 月ごろを予定してございます。

最後に、小金井市市民参加条例の規定で、会議は公開が原則となっておりますことから、審議会の開催日を公開し、傍聴を認めることや、また会議録を公開させていただきます。また、会議録作成のため、発言内容について録音させていただいておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

今審議会についての説明は、以上となります。

環境政策課長

続きまして、小金井市緑地保全及び緑地推進条例施行規則第 11 条第 2 項の規定

によりまして、会長及び副会長の互選をお願いしたいと思います。まず初めに会長の選任をしていただいて、次に、選任された会長より、副会長の選任を行っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいいたします。本来、審議会の準備会を開催して、まずは仮座長を決めまして、議事の進行をしていただくところですが、事務局が仮座長として、議事を進行させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

環境政策課長 ありがとうございます。ご承諾いただきましたので、早速、会長の互選をお願いしたいと思います。どなたか会長に立候補される方、あるいはご推薦をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

実は、事前に調整といったものはしておらず、大変申し訳ございません。ちなみに慣例ですと、こういった市の諸機関の会長職につきましては、学識経験者の方をお願いさせていただいている、というのが多くございますので、こういった前提で、ぜひご推薦をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。どなたかご推薦をいただければ。

委員 宮下先生。

委員 犀川先生。

環境政策課長 犀川先生というお声をいただいているんですけど。

そしたら、もしよければ、二人で会長、副会長を担っていただきまして、どちらかの方を会長に。

委員 会長は、ぜひ犀川先生に。

環境政策課長 わかりました犀川委員に会長をお願いすることとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

環境政策課長 ありがとうございます。それでは、犀川委員を会長をお願いするということが決定させていただきます。

それでは犀川委員、会長席のほうへ移動をお願いいたします。

（犀川委員、会長席へ移動）

環境政策課長 なお、これで私の仕事が終わりました。今後は会長の犀川先生をお願いいたします。

会長 何か無理やりに会長になってしまったようなんですけども、私もこういった仕事は慣れませんので、もし頓挫するようなことがありましたら、これから決まります副会長の方に代わってもらいたいな、というふうに思います。

それでは早速、副会長を決めないといけないんですけども、いかがでしょうか。

委員 宮下先生。

委員 宮下先生によりしくお願いいいたします。

会長                   では、副会長には、緑のまちづくりの宮下先生にお願いしたいと思います。ぜひよろしくをお願いします。

（宮下委員、副会長席へ移動）

会長                   それでは宮下先生、一言、何か話をしていただきたいと思います。

副会長                すいません。遅れてきたのに。申し訳ございません。遅れてきた罰かと思っております。

先ほど部長さんから話がありましたように、広島は災害なんか見ると、あそこを市街化していいのかなというところを、市は調整区域にすべきところを、また市は造成して住んでいったというのが、今までの。あくまでも行政側が悪いとか、市民に対して悪いとか。かなり拡大してきましたんで、そこに住まざるを得なかったんだろうと。これからは、また少し違う観点から出てくるんじゃないかな。そのときに緑というテーマが大きな要素になるのではないかな、と思っておりますので、よろしくをお願いします。

会長                   それでは今から、本日の案件であります「平成 26 年度保全緑地の指定（案）」、この諮問を受けることにいたしたいと思います。

では事務局の方、よろしくお願いいたします。

環境政策課長        会長、副会長をお引き受けいただきまして、ありがとうございます。

諮問につきましても、市長に代わって環境部長がさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

環境部長            諮問書のほうを、会長のほうにお渡ししたいと思いますので。

小金井市緑地保全対策審議会会長様。平成 26 年度保全緑地の指定（案）について諮問。小金井市緑地保全及び緑化推進条例第 14 条第 2 項の規定に基づき、平成 26 年度に指定申請のあった保全緑地の指定並びに平成 25 年度中に指定解除申請のあった保全緑地について、貴審議会の意見を求めます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。小金井市長稲葉孝彦。代読。

どうぞよろしくお願いいたします。

会長                   了解しました。

環境部長            皆さん、よろしくお願いいたします。

環境政策課長        なお、申し訳ございません。環境部長につきましては、次の公務が入っているため、ここで退席させていただきますので、よろしくお願いいたします。

環境部長            どうぞ皆様、よろしくお願いいたします。失礼いたします。

会長                   ただいま環境部長から本審議会への諮問がありましたが、諮問書の写しを事務局から、会員の皆様に配付いたしましたのでご確認ください。たくさん綴じてあるものです。よろしいでしょうか。「平成 26 年度保全緑地の指定（案）について」。

それでは、説明のほうをお願いいたします。

環境政策課長        では、担当より説明をさせていただきます。

事務局

それでは、私のほうから概略を説明させていただきます。配付資料の確認をお願いします。審議会前に配付しました諮問案は、お手元にございますでしょうか。本日お忘れの方がございましたら、こちらでご用意しておりますが、いらっしゃいませんか。進めさせていただきます。なお、資料、1 ページ目の日付ですが、本日の日付を入れるところですが、日付のほう、申し訳ございません。訂正のほうをよろしく願います。そうですね。18 日となっておりますのを、22 日と訂正のほう、よろしく願います。申し訳ございません。よろしければ、始めさせていただきます。

小金井市緑地保全及び緑化推進条例において、「所有者からの申請に基づき保全を図る緑地として、環境緑地、公共緑地、保存樹木、保存生け垣の指定をすることができる」と記述されていまして、種類別に簡単にご説明いたします。

環境緑地は、現状のまま保全されることが確約される樹木の集団で、おおむね 500 平方メートル以上の面積の土地。公共緑地は、公共の用に供されることが確約される土地で、おおむね 500 平方メートル以上の面積の土地。保存樹木は、指定基準が高さ 10 メートル以上、地上 1.5 メートルの高さの、幹回りが 1.5 メートル以上のいずれかに該当する樹木です。保存生け垣は、道路に面した高さ 1 メートル以上、長さ 10 メートル以上の生け垣で、隣接する 2 軒を合わせたものも指定可能ということがございます。

以上の 4 種類の保全緑地について、毎年 4 月中に指定申請を受け付け、調査をしております。

あらかじめ配付した指定（案）の資料をご覧ください。平成 26 年度の申請分について、調査したものをまとめてございます。平成 26 年度指定（案）の環境緑地は、6 件でございます。6 件すべて、平成 21 年度に指定して、5 年の指定期間を満了したものが、更新申請されてきたものでございます。環境緑地は、固定資産税、都市計画税を 80%減額し、助成措置として、事故等により樹木が第三者の身体、財産に損害を与えた場合の保険を適用しております。このほか、国分寺崖線にあるものには、国分寺崖線環境緑地管理奨励金として、年間で平米当たり 20 円を助成しています。

次に公共緑地でございます。平成 26 年度の申請件数は 2 件で、すべて三楽の森公共緑地でございます。平成 21 年度指定のものが、更新申請されたものでございます。公共緑地に指定しますと、固定資産税、都市計画税を免除するとともに、市が維持管理して公共の用に供することとなります。

保存樹木ですが、平成 26 年度の保存樹木は、申請が 26 件、341 本と、本数が多くございますが、うち 2 件で、新規に 10 本の指定になってございます。残りの件数は、すべて平成 21 年度に指定したものの更新でございます。

保存生け垣は、申請 33 件のうち、更新が 31 件、新規が 2 件で、指定延長が 810

メートル。奨励金上限額が1万5,000円のため、1件につき最大50メートルまでが奨励金対象延長となり、全部で749メートルでございます。

いずれも指定期間については5年ですので、平成26年度から平成31年3月31日までの指定期間となります。その後、保全緑地の調査内容については、担当がスライドでご説明いたします。

次に、23ページの「保全緑地指定解除及び権利譲渡等届出一覧表」をご確認ください。指定解除については、環境緑地に指定されていた緑町4丁目の敷地が、平成25年度に市に寄付されましたことにより、全部解除として報告してあります。こちらは現在、緑地として整備中でございます。

そのほか資料として、保全緑地の調査結果を町別に表したものの、現時点の保全緑地総括表を載せてございます。また、保全緑地の変遷をグラフにしたものを載せてございます。

以上の内容の諮問案件について、ご審議いただいて、市長への答申を賜りたいので、よろしく願いいたします。

それでは、担当のほうから、スライドでのご説明をさせていただきます。スライドのほうをご覧ください。

事務局 それでは、資料に基づいて説明をさせていただきます。初めに資料の訂正をお願いいたします。保全緑地の指定(案)の10ページ。No.15、番号が7番。トウカエデ。樹高が今27メートル……。

会長 すいません、ちょっと、ついていけないです。

柏原委員 すいません。保存樹木？

会長 何ページでしょうか。

事務局 ページ数が10ページになります。No.が15の、番号が7番。

会長 分かりました。

事務局 樹種がトウカエデ。樹高が今27メートルとなっているところですが、9メートルに訂正をお願いいたします。

それでは、まず1ページからですが、今回、諮問していただく環境緑地、公共緑地、保存樹木、保存生け垣をまとめたものになります。

次に2ページになります。2ページから、環境緑地になります。

1番。住所が緑町5-21-5。3筆合わせまして1,000.83平米。

2番。中町1-11-5。面積が416.33平米。

3番。前原町3-32-15。面積が2,664平米。

4番。貫井南町2-1-24。面積が886平米。

5番。貫井南町4-9-21。面積が686平米。

6番。緑町1-6-36。面積が913.45平米です。

次のページが、公共緑地になります。

1 番、2 番ともに三楽の森公共緑地内になります。面積が合計 2,905.51 平米です。三楽の森公共緑地内から撮った写真になります。

次に 4 ページ、5 ページが、保存樹木の所有者と保存樹木の本数の一覧になります。

では、6 ページから保存樹木になります。

事務局           こちらから、保存樹木についてのご説明を進めさせていただくんですが、本数  
がかなり多くございまして、ずっと読み上げて行って、最後にご質問などを承る  
方法と、今の環境緑地、公共緑地で一度止めて、保存樹木でも途中で止めてから、  
途中でご質問をいただくという方法と、2 通りございます。どちらの方法で進め  
させていただければよろしいか、お諮りいただきたいんですが。

会長                どうでしょうか。一遍にやってしまうと、途中で休みやすくなるんですか。

委員                時間的にはどう？

環境政策課長      時間的には、かなりご説明するのが長くなってしまうので、その都度その都度  
のほうがいいのかな、ということで、考えてます。

会長                それでいいでしょうかね。その都度その都度方式でお願いします。

事務局            そうしましたら、今のところで一度区切らせていただいて、環境緑地、公共緑  
地のところで。

会長                いかがですか。今ご説明ありましたけれども、何かご意見ありますでしょうか。

津々良委員        ちょっと質問。緑地両方に関係あるんですが、これはご自分のほうから指定し  
てほしいと言うのか、市のほうで指定したいと言うのか、どういうふうになっ  
てるんですか、指定ということに関しての決まり。

会長                説明をお願いします。

事務局            そうしましたら、環境緑地、公共緑地の指定について、ご説明させていただきます。

こちらにつきましては、条例規則のほうで定められてございまして、「申請者か  
らの申請により」というかたちになってございます。

渡辺委員            ということは、これ、更新になってますから、もう以前から指定されてた。そ  
れを今後 5 年間も更新していく、ということですね。

事務局            はい。そうですね。

渡辺委員            そういうことですね。分かりました。

委員                じゃあ、途中で指定を外れるとかは、ないんですね。

事務局            その場合は、例えば、樹木の剪定や伐採、抜根したいという申し出を出してい  
ただいて、保存樹木のほうから外すとか、公共緑地、環境緑地についても同じな  
んですが、外してしまいたいとか、という申請をいただいて、外す場合はござい  
ます。

今回の解除のほうで一度、出させていただいている、市に寄付をして、こちら

を解除したいというかたちで、保存の方法を変えたという例は、1つございます。緑地の公有地化というかたちで緑を保存というかたちに、今のところ至った案件が1件ございます。

津々良委員 例えば売却したいとか、そういうことで申請を取り下げる……。

事務局 原則的には5年間をお願いしている、ということではございます。

会長 どうぞ。

矢向委員 この環境緑地とか公共緑地の維持というのは、所有者の方が維持をされるということですか。維持というのは、私のイメージですと、例えば間伐だとか下草刈りとか、そういった。

事務局 環境緑地については、所有者の方に維持管理していただいて、公共緑地に関しましては、市のほうで維持管理をしている、というかたちでございます。

矢向委員 先ほどのスライドを拝見して、素人なんですけど、ちょっと木がだいぶ密集し過ぎてるようなふうにも見えたりして、欲を言えば、せつかくこういう指定環境緑地なりに指定するんであれば、少し景色というか、そのメンテナンスももう少し必要なのかなという、ちょっと印象を持ちましたけど。ちょっと、分かりないですけど。

会長 環境緑地、公共緑地とも、更新をしたいということなんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

委員 ぜひお願いしたいところだと。

矢向委員 地理がちょっと分からないんですが、この図面でどこがどこというのを、ちょっと教えていただけますか。

事務局 環境緑地の1というのが、お渡ししている小金井市の地図の一番北に位置しているところですね。緑町4丁目と記載があるところと、緑町5丁目の間の、一番北に位置しているところが1です。

会長 森さん、さっきの説明では、住所ではないと。例えば6番の方の持っておられる環境緑地の場合、住所は緑町・・・というふうに、先ほど説明あったんですけども、地図ではそれとはちょっと違っていて、緑町の1-2323-1とか23237とか、こっちのほうで緑地の場所なんですね。

事務局 そうですね。

会長 住所は、この人の住んでる住所であって、地番というのは、この□で表してあるのは、地番のほうですね。

事務局 そうです。

会長 だから、住所と地番はイコールではない、ということですね。

環境政策課長 場合によっては。

事務局 2番が、一番南、武蔵野公園のところですね。都立武蔵野公園という記載があるところ。

次の3番が、貫井南2丁目のところですね。  
4番が……3が本町6丁目の記載がある5の下です。

委員 3番と4番があれですね。  
事務局 そうですね。4番が、貫井南2丁目と書いてあるところです。  
5番が一番西のところですね。  
6番が、東小金井駅の北側に位置しているところです。  
あと、黒く塗ってあるところが、三楽の森の公共緑地。

渡辺委員 今、確認したいんですけど、この環境緑地というのは、今、言いましたように、管理者が管理するんであって、市は管理してないということですね。

事務局 はい。  
渡辺委員 だと思えます。というのは、現実に1番の竹林なんかは、相当うっそうとして  
いる場所であったのが事実です。そういう意味で、先ほどご指摘のあったような、  
少しきれいにしたらどうかな、という感じはしますけども、ただ、そういう市の  
条例になっている以上、市は手が出ないと。ただ、三楽は、それでもきれいに管  
理されてますので、それはそれなりにしてるんですかね。我々もときどき行って  
やってることがあります。

事務局 三楽は、基本的に市のほうで管理しておりますが、定期的に。  
渡辺委員 そうですね。今、言った最初の1番は、ほとんどうっそうとしているのが現状  
だということは、私、見ております。

柏原委員 竹林ですね？  
渡辺委員 はい、竹林。最初に写真に出ましたけど、そういうところです。  
会長 竹林には、ボランティアの方が少し手伝って、、、。  
渡辺委員 とても、見て分かるように、高木がありますので、我々は、もうできれば公園、  
生け垣なり中木の剪定でやる。というのは、高齢な者も多いもんですから。そう  
いうことでやっております。ちょっと、こんなふうになりますと、とてもじゃな  
いけど、我々は手が出ないな、ということではあります。

柏原委員 わかりました。  
渡辺委員 そうですね。ちゃんと機械で、、、。  
串田委員 環境緑地ですけれども、場所と、いくつかは、目にしたことがあるところなん  
ですけども、これは例えば公共緑地は、公園等と同じように名称が付いていて、  
ここは市民のためのものである。公共緑地だから。ところが環境緑地に関しては、  
そうですよとあるけれども、一般の市民の方は、何も分からない。なんか、もさ  
もさとしてるところだなという、近所の方はそういうふうに思うかもしれないけ  
ども。近所の方も、環境緑地があるという意識は全くない。環境緑地であるとい  
うことが、何なのかということが、市民のほうに知れ渡ってないので、その辺は、  
今回の諮問の趣旨とはちょっと違うかもしれませんが、それはちょっと疑問

に思うんですけど、それはいかがでしょうか。

渡辺委員

全く同意見ですね。確かに放置された緑地というか、樹木の生えているところを、単純に環境緑地というふうにしているのではないかと。ですから、そういう意味で、ほとんど私なんかも初めて「ああ、あれ、環境緑地だったのか」と初めて知りました。自宅の近くですから、先ほどご指摘ありました No.1 と No.6 は、よく見ておりますけども。

串田委員

私もちょうど緑町の1丁目のところと、この6番のところは、すぐそばなんです。ここは宅地化されて、どんどんどん、竹林が小さくなって、今3分の1ぐらいになっていました。ところが1軒の地主さんのお屋敷の中の角なんで、環境緑地であるかどうかということに、多分、どなたも分からないのではないかと思います。その辺はいかがでしょうか。

事務局

そうですね。こちらは両方とも、緑の保全というかたちの制度なんですけど、片方については、このように公共の用に供する理由・目的と、そうでないという目的に、分かれているという、制度上の位置づけというのはございまして、そういったところで、今、現状はこのようになっている、というところでございます。

広く開放して使っていただく、というほうに関しては、皆様に場所を知っていただいて、開放、使っていただくというところで、かつ保全をしていくということと、もう一つは、民地のまま。開放はしないけれども、緑をなくさないための保全という観点のみ、と言ったら変なんですけど、そういった位置づけとなっているのかなと考えているところです。

串田委員

位置づけはいいんですけども、例えばそこを通ったときに、誰もそこが環境緑地であるということが分からない。例えば玉川上水へ行きますよね。小平市に入ります。小平市の玉川上水に、くぬぎ林とか、いろいろありますので、あそこは多分、ここの環境緑地に近いんじゃないかと思うんですけども、入れないようにしてるんですけども、看板があって、ここは環境緑地なので、立入禁止です、と看板が立ってます。それはそういうことで、ほかの地域ではいろいろな、公共の緑地、皆でそこに入ったりして楽しもうということ以外のところでも、そういうふうに見板を立てたりしているところもあるんじゃないかと。

会長

今、串田さんがおっしゃられたんですけど、持ち主の人にも断って、5年間持つくらい、看板を立てたらどうでしょう。棒を打って、保存樹木なんかは、ちょっと大きめのやつで。何でしたっけ、例えば「環境緑地」なんていうのを、ちょっと置いておくだけでも、違うと思うんですけども。「環境緑地・小金井市役所」とか。それだけでも、「ここは環境緑地か」というふうなことにはなる、と思いますね。どうでしょうか。

事務局

そうですね。

渡辺委員

賛成ですね。

会長                   あそこガレージに、持ち主の名前がずっとありますけれども。あれくらいの大きめのくらいのやつで、網のフェンスからちょっと顔を出すくらいの感じで「環境緑地・小金井市役所」と、入れたらいかがでしょうか。

事務局                そうですね。今、現在、申請いただいた方と、協定書というのを結ばせていただいてやっているところをごさいますて、今回のこちらに関しては、今年度の申請というかたちで、それ以外にも各年度ごさいますて、ほかにもあるんですが、そういったものも含めて、協定書の中で、今、定められているところに、そういったものを、現在の制度上はないというところで、この申請をしていただいているところですので、そういったご提案いただいているというところで、受け止めさせていただいて、すぐこの申請からというのは、ちょっと検討させていただきたい内容だと、相手との協定というのもごさいますので、そのようなかたちで検討させていただきたいんですが。

津々良委員           これは開放しないんですか。してはいけない、ということでしたっけ。したくないんですね、どっちかという。というのは、固定資産税とかの減免を受けてるわけですね。ですから、私が個人的ですけど、開放して、皆さんに、散策とかできるようになれば、いいなと思うんですけど。市でそれを保全して、ご自分のお家の緑にしてあるというだけでは、ちょっとどういう……。

会長                   そこは条例か何かに基づいてやっているという関係ですかね。

委員                   市の条例ですか。

事務局                そうごさいます。小金井市の。

渡辺委員             我々もご意見は十分、私もあると思うんですが、やはり緑地として、少しでも残しておきたいというのが、市の考えであると思いますので、これは人が入って何かするようになると、非常に問題が、逆に出ると思いますね。ですから、そういう意味で、今、看板というのは一つの案として、私はあると思いますよ。

串田委員             民地の敷地の中でも保存樹木はちゃんとついている。

環境緑地だけが、何もないというのは、ちょっと。

渡辺委員             今後、検討してもらったらいかがですか。

おっしゃられたように、整理に関する問題も多分に含んでいる何かよく分からない鬱蒼としたところだなというふうになっている。

会長                   たった6件ですから、市役所の人に伺ってもらって、OKが出たらとうことで、いかがでしょうか。

渡辺委員             少なくとも私有地ですから、了解がないとできないんで、ひとつそういうことで、前向きに検討していただいたらいかがか、と思いますけど。

事務局                そうですね、検討させていただいて、相手もあることなので、検討させていただきます。

会長                   市役所による検討事項を含めて、ここまでで、よろしいでしょうか。

〔異議なし〕の声あり)

会長  
事務局

じゃあ、次、進めてください。

6 ページから、保存樹木になります。

1 番。住所が東町 1-3-16。2 本ありまして、1-1 サクラ、幹回りが 562 センチ、高さ 16 メートル。1-2 ケヤキ、幹回りが 300 センチ、高さ 19 メートルです。

2 番。住所が東町 5-14-14。2 本ありまして、2-1 サクラ、幹回りが 194 センチ、高さ 7 メートル。2-2 サクラ、幹回りが 222 センチ、高さ 8 メートル。

3 番。住所が東町 1-44-26。3-1 ムクノキ、幹回りが 207 センチ、高さ 13 メートル。

4 番。住所が梶野町 2-4-11。4-1 クロマツ、幹回りが 147 センチ、高さ 20 メートル。4-2 スギ。幹回りが 126 センチ、高さ 18 メートル。4-3 サワラ、幹回りが 132 センチ、高さ 17 メートル。4-4 イチョウ、幹回りが 156 センチ、高さ 13 メートル。4-5 イチョウ、幹回りが 160 センチ、高さ 12 メートル。4-6 イチョウ、幹回り 174 センチ、高さ 19 メートル。4-7 ケヤキ、幹回り 234 センチ、高さ 14 メートル。4-8 アカマツ、幹回り 164 センチ、高さ 16 メートル。4-9 サワラ、幹回り 161 センチ、高さ 15 メートル。4-10 アカマツ、幹回り 158 センチ、高さ 13 メートル。4-11 クスノキ、幹回り 175 センチ、高さ 14 メートル。

5 番。住所が梶野町 4-18-32。8 本ありまして、5-1 ケヤキ、幹回り 248 センチ、高さ 15 メートル。5-2 ヒノキ、幹回り 142 センチ、高さ 13 メートル。5-3 シラカシ、幹回り 142 センチ、高さ 12 メートル。5-4 ヒノキ、幹回り 151 センチ、高さ 14 メートル。5-5 メタセコイヤ、幹回り 229 センチ、高さ 20 メートル。5-6 ヒノキ、幹回り 99 センチ、高さ 14 メートル。5-7 ヒノキ、幹回り 137 センチ、高さ 14 メートル。5-8 モミジ、幹回り 190 センチ、高さ 12 メートル。

6 番。住所が関野町 1-9-4。4 本ありまして、6-1 ケヤキ、幹回り 197 センチ、15 メートル。6-2 シラカシ、幹回り 137 センチ、高さ 11 メートル。6-3 ケヤキ、幹回り 209 センチ、高さ 16 メートル。6-4 ケヤキ、幹回り 279 センチ、高さ 13 メートル。

7 番。住所が関野町 2-8-4。2 本ありまして、7-1 イチョウ、幹回り 257 センチ、高さ 15 メートル。7-2 イチョウ、幹回り 240 センチ、高さ 15 メートル。

8 番。中町 2-16-10。ケヤキ、幹回り 217 センチ、高さ 8 メートル。

9 番。住所が中町 3-14-4。9-3 樹種がエノキ。幹回り 313 センチ、高さ 18 メートル。9-5 サクラ、幹回り 205 センチ、高さ 10 メートル。9-6 サワラ、幹回り 134 センチ、高さ 7.5 メートル。こちらが指定基準に満たないものになります。9-7 ケヤキ、幹回り 161 センチ、高さ 17 メートル。9-8 ケヤキ、幹回り 174 センチ、高さ 17 メートル。

10 番。住所が中町 3-14-4。10-1 イチョウ、幹回り 202 センチ、高さ 18 メートル。

ル。10-2 ケヤキ、幹回り 195 センチ、高さ 8 メートル。10-3 シラカシ、幹回り 211 センチ、高さ 10 メートル。10-4 シラカシ、幹回り 151 センチ、高さ 9 メートル。10-5 ケヤキ、幹回り 186 センチ、高さ 9 メートル。10-6 スギ、幹回り 143 センチ、高さ 10 メートル。10-7 シラカシ、幹回り 135 センチ、高さ 10 メートル。10-8 スギ、幹回り 106 センチ、高さ 10 メートル。10-9 スギ、幹回り 99 センチ、高さ 11 メートル。10-10 スギ、幹回り 95 センチ、高さ 11 メートル。10-11 スギ、幹回り 99 センチ、高さ 10 メートル。10-12 スギ、幹回り 114 センチ、高さ 15 メートル。10-13 ソメイヨシノ、幹回り 166 センチ、高さ 10 メートル。

11 番。住所が中町 3-14-4。11-1 イチョウ、幹回り 254 センチ、高さ 15 メートル。11-2 シラカシ、幹回り 144 センチ、高さ 8 メートル。こちらが指定基準に満たないものになります。11-3 ヒバ、幹回り 137 センチ、高さ 9 メートル。こちらでも指定基準に満たないものになります。11-4 イチョウ、幹回り 185 センチ、高さ 12 メートル。11-5 ケヤキ、幹回り 274 センチ、高さ 16 メートル。11-6 ケヤキ、幹回り 207 センチ、高さ 11 メートル。11-7 イチョウ、幹回り 171 センチ、高さ 11 メートル。11-8 イチョウ、幹回り 235 センチ、高さ 13 メートル。11-9 シダレザクラ、幹回り 224 センチ、高さ 11 メートル。

お時間に限りがございますので、よろしければ、指定基準に満たないものについてのみ幹回りと樹高を読み上げまして、残りについては住所、本数、樹種名等させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

会長  
事務局

お願いします。

12 番。住所が中町 3-14-4。本数が 43 本。12-1 イチョウ。12-2 クスノキ。12-3 コナラ。12-5 クヌギ。12-7 ヒノキ。12-8 ケヤキ。12-9 ヒノキ。12-11 ヒノキ。12-12 ヒノキ。12-13 シラカシ。12-14 コナラ。12-16 クヌギ。12-17 ヒノキ。12-18 ヒノキ。12-21 ヒノキ。12-23 クヌギ。12-25 イチイ。12-26 イチイ。12-27 ウバメガシ。12-28 カヤ。12-30 イチョウ。12-32 サクラ。12-33 クスノキ。12-38 イチョウ。12-39 クスノキ。12-40 ヒノキ。12-41 スギ。12-42 ヒノキ。12-43 クスノキ。12-44 スギ。12-45 スギ。12-46 コブシ。12-47 エノキ。12-48 クスノキ。12-50 イロハモミジ。12-51 スギ。12-52 スギ。12-53 スギ。12-54 スギ。12-55 スギ。12-56 スギ。12-57 シラカシ。12-58 スギ。

13 番。住所が中町 1-14-22。2 本ありまして、13-1 サクラ。13-2 クヌギ。

14 番。住所が前原町 3-40-13。1 本で、14-1 ヤマザクラ。

15 番。住所が前原町 3-40-13。83 本あります。15-1 ケヤキ。15-3 サワラ。15-5 ケヤキ。15-6 サワラ。15-7 トウカエデ。15-8 サワラ。15-9 サワラ。15-10 サワラ。15-11 ケヤキ。15-12 イヌシデ。15-13 ケヤキ。15-14 イチョウ。15-16 ケヤキ。15-17 サワラ。15-18 ケヤキ。15-19 ヒマラヤスギ。15-20 イヌシデ。15-22 トウカエデ。15-23 スギ。15-24 トウカエデ。15-25 シラカシ。15-27 イヌシデ。

15-28 シイノキ。15-29 シイノキ。15-30 サワラ。15-31 イヌシデ。15-32 イヌシデ。15-33 イヌシデ。15-34 イヌシデ。15-35 サワラ。15-36 イチョウ。15-37 アオギリ。15-38 ムクロジ。15-39 ケヤキ。15-40 ケヤキ。15-41 イイギリ。15-42 ケヤキ。15-43 トウカエデ。15-44 サクラ。15-45 ケヤキ。15-46 イチョウ。15-47 サワラ。15-48 サワラ。15-49 サワラ。15-50 ムクノキ。15-51 ムクノキ 15-52 ムクノキ 15-53 ケヤキ。15-54 ケヤキ。15-56 サワラ。15-58 イヌシデ。15-59 ムクノキ 15-60 トウカエデ。15-61 シラカシ。15-62 トウカエデ。15-63 ケヤキ。15-64 ケヤキ。15-65 ケヤキ。15-66 ケヤキ。15-67 ムクノキ。15-68 イヌシデ。15-69 イヌシデ。15-70 イヌシデ。15-71 ケヤキ。15-72 アラカシ。15-73 サワラ。15-74 サワラ。15-75 サワラ。15-76 シキミ。15-77 サワラ。15-80 シラカシ。15-81 シラカシ。15-82 ケヤキ。15-83 ムクノキ。15-84 ムクノキ。15-85 カヤ。15-86 ケヤキ。15-87 サワラ。15-89 ケヤキ。15-90 ケヤキ。15-91 カヤ。15-92 ケヤキ。15-93 ケヤキ。

柏原委員 すいません。途中で。今これ、小金井神社なんですよ。それをさきに住所のときに、個人の住所をお読みになられたけど、小金井神社というふうに言われたほうが。もちろん個人の家のところもあるんですけど。次にまた貫井神社が出てきますけど、それはそう言われたほうが、皆さん、ぴんとくるんじゃないかなという気がした。すいません、途中で。

事務局 あと、すいません。今ので、だいたい半分ぐらいですね。それで、このままずっと今の方法で読み上げていきというのと、途中で出てきたんですが、指定基準の原則のものからは外れてしまっている。地上 1.5 メートルの高さにおける幹回りが、1.5 メートル以上であること、高さは 10 メートル以上であること、という基準を満たしてないものが数本ございます。そちらのみの細かい説明にさせていただくか、このまま進めさせていただくか。まだ今のところ半分程度というところなので、ご判断いただいて、次に移らせていただきますが。

会長 1本1本について、前の委員に、我々聞いているのは、1本1本について認めたというふうなことがほしいから、必要なんですけど、実際は省略されるかもしれないけども、1本1本について認めたと、我々でしておけばいいと思うんですけど。

事務局 それか、読み上げは割愛させていただきまして、スライドはすべて進めさせていただいて、あとは、満たしてないものは、そこで止まって、説明させていただくというかたちで。

会長 そうですね。一覧表はしっかりできているので、何か高さの足りないやつとか、どうしてこれが指定されているのかとか、そういった意見で時間を使ったほうがいいと思うんですけど。

事務局 スライドはすべて流させていただいて、読み上げは、原則から外れているもので止まらせていただく、という方法でよろしいでしょうか。

一同                   はい。

事務局                そういったかたちで、改めさせて進めさせていただきます。

津々良委員         すいません。本数。ここに書いてあるのより、すごく多くなっていますよね、83なのに90とか。

事務局                番号が通し番号になってないものについて、5年前に指定した番号を記してまして。

津々良委員         この番号と合っていない。

事務局                今回、調査したところ、現地になかったものについて、番号が抜かれている状況になります。通し番号になってない。

津々良委員         この本数というのとは、どういうふうに。抜けているのですか。例えば、〇〇〇さんの小金井神社について、ずっと聞いてると……。

事務局                よろしければ、スライドのほうを進めさせていただいて、先ほど説明している事務局の者から、途中で、外れているものは止めさせていただくかたちで、進めさせていただきます。

(スライド投映)

事務局                19-5 イチョウ。幹回りが142センチ、高さ9メートルになります。こちらが指定基準に満たないものになります。

串田委員            規定の基準に達しないものというのは、例えば樹高に関しては、保存樹木としての申請があったときに、というわけではなくて、現状がということですか。

事務局                現状がということです。

串田委員            剪定ということですか。

事務局                原則、剪定ということです。

串田委員            枝が折れたとか。

事務局                それと、枝が折れてしまった場合とかがございます。

串田委員            基本、例えば貫井神社や小金井神社は、剪定ですね。

事務局                そうです。基本、剪定ですね。初めの申請のときは、当初の基準を満たしていたものというのが、それという理由です。

串田委員            欠番は枯死ですか。樹木番号で欠番になっているところは、枯死したり、あまり混んできたんで間引いたとか。

事務局                解除の申請があったものとか、枯れたものとか。

串田委員            そうすると、解除の申請の内容は、これでは分からないと？

事務局                それだけでは分からないです。

(スライド投映)

事務局                21-8 シラカシ、幹回り133センチ、高さ7メートル。指定基準に満たないものになります。

                          21-9 シラカシ。幹回り129センチ、高さ8メートル。これも指定基準に満たな

いものになります。

(スライド投映)

すいません。あと、25番から、今年度新たに申請があった新規になります。満たないものはございません。

各委員

25-1が8メートルとなっておりますよ。

――

幹回りが1.5を超えていますので。

委員

どちらかあればいいんだ。

事務局

保存樹木について、以上になります。

事務局

今、ご説明させていただいた中で、こちら的小金井市緑地保全及び緑化推進条例施行規則のほうの指定基準の、保存樹木の指定基準、地上1.5メートルの高さにおける幹回り1.5メートル以上、又は高さが10メートル以上、というところに満たないものが6本ございまして、こちらのほうの規則なんですけど、幹回りと高さ以外で、昨年度こちらのほうを改正いたしまして、前項規定に関わらず、市長が特に必要と認めたものについては、前項に定める指定基準によらず、保全緑地として指定することができる、という条文を改正して入れてございます。

そういった中で、平成25年の指定につきましても、そのようなかたちで、当初、基準内に収まっていたものを、剪定とか枝折れ等で、基準に満たしてないものを指定をしたという経過は、平成25年度にはございます。

保存樹木については、以上になります。

会長

どうもありがとうございました。

大変な数の樹木について、それぞれ高さやら、幹回りなど測って、大変だったろうなと思います。この高さ、幹回りなんていうのは、年々高くなり、太くなっていくものでしょうか。

事務局

はい、そうです。

会長

それでは、ご意見、お願いいたします。

青山委員

質問だけ。指定基準に満たないものが何本かあったんですけども、それをすべて、今おっしゃられた、当初指定した際には基準を満たしていた、ということでしょうか。

事務局

当初は、指定基準を満たしていたものということで間違いございません。こちらへ今回は更新という、五年の更新でというところで数えてみると。

串田委員

すいません。これ、一括ですか。要するに、例えば、今年度なら今年度こうするという、保存樹木を全部そういう扱いとして見ていくんですか。

事務局

そうですね。来年はまた別のものが更新をしていく。

串田委員

そうすると、保存樹木が、全体でどのぐらいあって、更新がそのうちの何割かといったことは、ここでは分からない？ 要するに、更新されない保存樹木が、まだまだあるわけですね。

事務局 24 ページをご覧いただきたいんですが。こちらのほうに、年計というかたちで本数がございまして、保存状況のところの計のところですね。

串田委員 計が、これが全部ということですか。

緑と公園係長 はい。789 本ですね。

委員 この表が推移なんですよね。

串田委員 保存樹木の条件は伺ったので分かりました。制限はどういうことなんですか。例えば保存樹木になると、勝手に剪定してはいけないとか等々。制限に関しては。

事務局 保全の義務というかたちでございまして。こちら制限のほうでございまして、まず「適切な管理によって保全に努めなければならない」という項目がございまして。

そのほかに、届出等必要なものがございますが、緑化保全及び緑化推進条例の 12 条のほうに、例えば伐採の場合等、こちらに届出をする必要がありますよということが謳われてございます。

串田委員 剪定に関しては、別はないと？

事務局 ございません。

串田委員 ない？

事務局 はい。

渡辺委員 今まで、この保全樹木で、何か事故とか、というのはあったことはあるんですか。というのは、やはり最近、枯れ枝が多くて、枯れ枝が落ちて、例えば下の人身事故をしてみたり。これは街路樹ですけども、そういうような事故があるんですけども、それに対する、いわゆる保険代みたいなことで、実は市は払ってるんですよね。そういう事故というのは、現実には起こり得たんですか、今まで。

事務局 そうですね。それは、昨年度もございましたが、保存樹木、協定の中でもございまして、賠償責任保険で契約しておりまして、市の予算でこちらを措置しておりまして、対応させていただいているところで、実績としても、民家の屋根を破損してしまったりなど、そういった実例がございまして。木はどうしても高い、10メートル以上のものを求めているところですので、そういったことはございまして。

串田委員 見ていくと、圧倒的に公共の施設に、準ずるような神社とかが圧倒的に多い。民間の民有地が非常に少ない。しかし、住宅内の保存樹木になっていない巨木は、ずいぶん見かけます。それがどんどん相続、それから畑の宅地化等々で、処分しているかと思えます。緑町のところでいえば、今年、大きな、目立ったケヤキの木が伐採されて、それは保存樹木にもなっていません。近所では非常に話題になっている。

つまり、緑地保全対策ですから、そういうことで言うと、申請があったものとは、非常によく分かるんですけども、申請をされてない樹木に関しては、どういうふうな対処をしてるか。申請されてないから知らんよ、ということなのか、ある程度、積極的に何か働きかけがあるのか、その辺をちょっと、厳し

いところかもしれないけど。

事務局

保存をしていない樹木、指定されていない樹木に関して、というご質問かと思えます。こちらは、今、保存というのは、こちらの緑の基本計画の中で、緑の創出とか、保全とかという中で、保全という項目で、制度としてやらせていただいているところです。ですので、そこから外れたものという中では、緑化の啓発というところで、我々で、緑というのは大切ですよということを、こちらの市の緑化部門としましては、市民の方にご理解をいただけるように、強く言っていくこと、今のところ、民地というのもございますので、意識的などところに働きかけるということ、努力していかなければいけないのかな、というふうには思っております。

串田委員

今の話はちょっと違うかもしれませんが、それはちょっと、かなり大きなことかもしれないので。

会長

市の広報か何かに、保存樹木に指定されていない木があると、事故を起こしたときには大変ですよ、というようなお知らせみたいなのを入れておくといいかもしれません。

串田委員

そういうのも、あるかもしれませんね。

事務局

保存樹木の制度についてというのは、市報で「こういった制度、ございますよ」ということで、毎年掲載をしているところではございます。

津々良委員

保存したいというのは、持ち主が言わない限り、だめじゃないですか。実は私、本当がっかり、近所というか。貫井北町、郵便局があるんですね、小さい。その前に生活実習所があって、この角に、本当にきれいなシダレザクラが、立派な。そこがずっと売られて、土地が。今もう何軒もお家が建って。でも、そのサクラの木は、ずっと切られなかったんですね。だから皆、さすがにあの木は本当にすてきな木で、残してあるのねと言ってたら、ある日、バサッと根っこから切られて、「えっ」と。本当に今のような、例えば地域でも、町でも、本当に残しておいてほしいすてきな木が。だから、その土地を売ってしまったり、あれしたら、その木1本は、その人の気持ちではどうにもならないし、そういうときにこそ、その木を残してというか、地域のために。本当にすてきな木でしたね、シダレザクラ、大きな。あれになるには、やっぱり100年とかかかるんじゃないのかなと思って。とても残念で、皆で言っていました。

環境政策課長

確かにそういうご意見はいただいて、ついこの間、市民の方から伐採のお話があって、ほかの市民の方から、切らないでもらいたいという要望があったんですね。一応そのご要望は、所有者の方にはお伝えをして、なるべく残していただきたいという、一応お願いはしますが、最終的に判断は所有者になってしまうので、こればかりはちょっと難しいのかなというふうには思っています。

津々良委員

所有者が手放すとき、所有じゃなくなっちゃうわけですよ。手放すというか、

土地を売ったりしたとき。木と一緒に地面にくっついてますから。でも、そのときは所有だから、あれだけ残してくれと言えないんじゃないですか、所有者に。だからそれは次々に業者さんが買って、宅地になっちゃった。宅地じゃなくて、小さくなって、お家がどんどん建っちゃって。ある、そこに建つ家の庭にあったんですね、初めは。だけどやっぱり、ある日ぱっきり切られてて、なんか寂しい思いをして。それはこちらの勝手な考えなんですけれども。やっぱり保全って、そういうところからも、しないと。良い木は、長くかかって、やっとそうやってきた木が、簡単にぱっきりやられちゃうという。

矢向委員　　いわゆる景観に関する条例というのは、不勉強で知らないんですけども、結構あるんですか、小金井市で。景観に関する、例えば、まちづくりの何か。樹木に関しての。あんまりないんですかね、景観条例というのか。

事務局　　国分寺崖線上の景観に関するものはございます。

矢向委員　　崖線上の条例。いわゆる地域だけですか。地域で特定している条例なんですか。事務局　　崖線上のところから何メートルは制限を設ける景観軸はあります。

矢向委員　　それは、いわゆる地域で、線を引いて、何らかの制限をかける、という条例ですか。

事務局　　はい。

柏原委員　　東京都ですよ。

矢向委員　　東京都の条例なんですか。東京都の景観条例なんですか。

渡辺委員　　国立の駅前のマンションじゃないけども、問題と同じで、なかなか難しいですね、やっぱり、こういうところが。

青山委員　　私どもも緑の保全ということで、いろんなところに、「保全地域」というものを指定をさせていただいて、限られた予算なんですけども、やらせていただいているんですよ。だから、その管理ということになると、ちょっと話が戻ってしまうんですけども、やはり大変な面があって。私ども、限られた予算の中で、業者さんにやっていただくところもありますし、あとはずっと地元でやっていらっしゃるボランティアの方々に、ほんとに頼って、管理をお願いしてる、ということもありますので、保全したはいいんですけども、その後どうするかというの、かなり課題として残ってますね。

あとは、今、津々良委員がおっしゃられた、私有地が売却されて、更地にされちゃうという。やはり民間の開発業者の方々は、更地にして買い取るというのが、前提のようなんですね。ですから、元の地主さんに対しては「きちんと残してね」という言い方はできるんだとは思うんですけども、いかんせん買い手のほうが、そういう条件を突きつけられてしまうと、やはりバサバサと切られてしまう、という現状はあると思いますので。

会長　　ここは緑の人が、好きな人が集まっていますからね。反対に、落ち葉か何かで切

れたなんて人もいますからね、大変だと思いますけど。

ちょっと、時間がだんだん迫ってきてしまったんですけども、ここでは今、スライドやら、表やらをご説明して下さった。それで、認めるか認めないかというふうなことなんですけれども、いかがでしょうか。特別に何か見解がなければ、認めるということにしたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ありがとうございます。今、説明して下さったことは、我々は認める、ということにしたいと思います。

事務局 続きまして、保存生け垣なんですけど、こちらのほうの進め方は、こちらはすべて基準を満たしているもの、というふうにはなっているところがございます。こちらはスライドを進めていくような方法で、進めさせていただいてもよろしいでしょうか。

会長 さっとやってください。

事務局 スライドを進めてというかたちで、読み上げは割愛させていただきます。

(スライド投映)

事務局 32番と33番が新規になります。

会長 ネズミモチとイチイですね。

委員 これは何ですか。ネズミモチですか。33、イチイだ。

津々良委員 42メートル、すごいですね。

渡辺委員 イチイというのは、高級な木ですね。

会長 そうですね。銀座の中通りなんかにも、イチイは植えてますね。まだ小さいですけど。

どうでしょうか。問題なければ、生け垣についても、OKとしたいと思います。生け垣、OKをお願いします。

渡辺委員 ちょっとお尋ねしますが、この生け垣の場合にも、所有者が責任持って管理・剪定をする、ということになったわけですね。

事務局 はい、そうです。

渡辺委員 ときどき、道路標識だとか、その他、隠れてるようなケースも、ないわけではないので。市の方も回って見てるのではないかと思いますけど。

会長 これで全部終わりですかね。

事務局 スライドのほうは終わりとなります。

会長 全体を通して、ご意見ありますでしょうか。

津々良委員 ちょっと質問をお願いしたい。

会長 どうぞ。

津々良委員 この貫井神社とか、私たちは公共の場とは思ったんですけど、所有者という方がいるというのは、この神社を持ってる方なんですか。

柏原委員 持ってる人と、そうじゃない、管理してる方も。

津々良委員 いや、管理とは書いてない。所有者と書いてある。

柏原委員 書いてあるけど……。

津々良委員 所有してる人のお名前が、神社を持ってる人ですか。

柏原委員 小金井神社なんかは、間違いなくそうです。

(複数発言重なり)

津々良委員 貫井神社ですね。総代なさってますもんね。

会長 そうなんですか。

津々良委員 ええ。だからやっぱり。

会長 家は、学芸大の北側なんですよ。

津々良委員 そうです。私、一緒に町会の会をやってるんですけど。だから、今、見てびっくりした。所有者って、すごい。

柏原委員 先ほど、最後に生け垣が出てきたんですが、私、中町4丁目なんですけれども、やっぱり「指定生け垣」になっていると、きれいにすることを一生懸命なさるんですね、お家で、皆さん。うちの周り、そうなんですけど。そういうことを市報に、「これを持っています」とは言いにくいんでしょうけど、何かそこら辺を、市のほうから、市報とかで、生け垣を申請されると、いろいろ良いことも、と言っちゃおかしいんですけど、皆さんから「きれいですね」と、言われますでしょう、周りの方が。「きれいにしていますね」と。そうすると、また励みになって、一生懸命、虫を一生懸命取ったりしてやってらっしゃるので、そういうことを発信する方法をしていかれたら、いいんじゃないかなと。

委員 一等賞、二等賞とか。

矢向委員 あるいは、何とかマップみたいな。緑のマップみたいなかたちで、ここの生け垣……。それで選別すると、それがまた難しいかもしれませんが。あるいはコンテストなんかやって、市民から、良いお庭とかね。イギリスなんか、海外って結構、ガーデンツアーってあるじゃないですか。イングリッシュガーデンツアー。

会長 生け垣は真っ直ぐ、びんときれい。日本より上手なんですよ。どうやってあれをつくってるのかなと思ってね。

串田委員 保存樹木もそうですし、ある種のステータスという言い方をすると、優劣みたいなふうになってしまうので、もっと本来で言うべきステータス。私はこういうことをちゃんと保存してます、というふうなね。さっきの保存樹木。保存樹木ということで、先ほどちょっと言わなかったのは、圧倒的に神社、仏閣で、一般の昔からあったお家の敷地内の樹木が、保存樹木に登録されてないと言ったのは、登録されることで非常に困ることもいろいろあるんだ、という話を伺っていて。それから、周り近所が、落ち葉で雨どいが腐るとか、いろいろ事情もあつたりし

て、強い剪定をしなくては行けないと。そういうことで、なかなか保存樹木に申請できないと。そういうような話を伺うんですよね。そうすると、やはり市のほうがバックアップをして、先ほどの環境緑地のところで、看板がないということもそうだったんですけれども、緑に関して、「私はこういうことをしてます」というふうなのがあると、それが励みになる。あるいは、それを見た近所の方がそういうことじゃ、「頑張っ」と。そういうふうなことで、マイナス面を少しクリアできるのではないかなと。そういうふうな、何らかのかたちの制度を。どうかたちがいいかは分かりませんが、あってもいいんじゃないか。そうじゃないと、ダダダと減っていく、民有地の緑に関しては。これは止めようがない、というふうなことが続くのではないのでしょうか。今回はこれに関しての諮問なんで、そういう話のところじゃないかもしれませんが、何かそういうものがないと、公園に関して、案件に関しては、ずるずると減っていく。先ほども出しましたが、1本切れば50年ぐらいはどうしても育つのかかかってしまうような樹木等ですから。何かそういうことについても別の会議にできたらいいなど。

会長 時間がもうだいぶ迫ってまいりましたけど、今回は、みな認める、ということでもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 これは市長に答申する、ということになるんですけれども、会長、副会長に、答申の方法については一任をさせていただいた上で、会長、私が代表して、答申を行っていくそうなんですけれども、今回もその方法でもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 特別、意見がないようでしたら、これで終わりにしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

それでは皆さん、長いことご苦勞様でございました。以上をもちまして、本日、平成26年度第1回小金井市緑地保全対策審議会を終了したいと思います。次回は最初に話がありましたように、1月かあるいは2月に、第2回が今年度はあるということですので。

環境政策課長 また、そのころになりましたら、皆様に調整させていただいて、ご連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

会長 長いことご苦勞様でございました。